



市民が主役の

街づくりのすすめ

まちのルール編

地区計画

建築協定

まちづくり憲章 の概要

町田市

用途地域

機能的な都市活動を推進し、良好な市街地環境の形成を図るために、住居系・商業系・工業系の基本的な土地利用を定め、地域に応じて建物の用途や形態を規制・誘導しています。



用途地域は全部で12種類あります

- 【第1種低層住居専用地域】 ··· 低層住宅の良好な環境保護のための地域
- 【第2種低層住居専用地域】 ··· 小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域
- 【第1種中高層住居専用地域】 ··· 中高層住宅の良好な環境保護のための地域
- 【第2種中高層住居専用地域】 ··· 一定の利便施設の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域
- 【第1種住居地域】 ··· 大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域
- 【第2種住居地域】 ··· 大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域
- 【準工業地域】 ··· 道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
- 【近隣商業地域】 ··· 近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
- 【商業地域】 ··· 店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
- 【準工業地域】 ··· 環境の悪化をもたらすあそれのない工業の利便の増進を図る地域
- 【工業地域】 ··· 工業の利便の増進を図る地域
- 【工業専用地域】 ··· 専ら工業の利便の増進を図るための地域

建ぺい率・容積率

建ぺい率…建築面積（いわゆる建坪）の敷地面積に対する割合

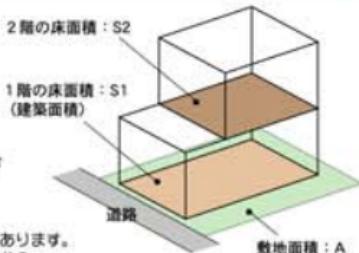
$$\text{建ぺい率} (\%) = \frac{\text{建築面積}(S1)}{\text{敷地面積}(A)} \times 100$$

容積率…建物の延べ床面積（各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合

$$\text{容積率} (\%) = \frac{\text{延べ面積}(S1+S2)}{\text{敷地面積}(A)} \times 100$$

※用途地域のほかにも都市計画法や建築基準法等に基づくルールはいろいろあります。

あ住まいのまちにどのようなルールが定められているか調べてみませんか？



地域にあったルールを皆さんで考えてみませんか

みなさんはどのようなまちを望み、どのようなまちを次の世代に引き継ぎたいですか？



まちづくり憲章

～法律に基づかないまちづくりルール～

まちづくりに対する地域の考え方やルールを自主的に取り決め、まちづくり憲章や建築協約などとして、地域の皆さんが任意に定めるものです。まとめ上げられた考え方やルールは、地区内だけでなく地区外にもあらわせすることにより、その実現を図ります。

※「まちづくり憲章」には、「建築協約」や「まちづくり宣言」なども含まれます。

ルールの内容

- メニューは特にありません。建築物等のルールだけでなく、生活のマナー等についても定めることができます。
- 法律に基づかない任意のルールなので内容は自由に決めることができます。

範 囲

- 決まりは特にありません。一般的には町内会や自治会等のわかりやすい範囲で定めます。

有効期間

- 決まりは特にありません。

ルールの運営

- 地域の皆さんが地域コミュニティの中で、自主的に決定し運営を行います。
- 行政の関与はありません。

〇〇〇地区住民憲章

- 豊かなこの由緒ある〇〇〇地区を、わがまちとして愛し、大切にしましょう。
- 良好な住環境の保全・形成に努め、閑静な住宅地を維持しましょう。
- 積極的に緑を維持保全し、自然環境にとけ込んだ、美しいまちなみ形成に努めましょう。
- 生活ルールを守り、まちを清潔にしましょう。
- 日常生活については、相手の立場に立って考え、迷惑をかけないようにしましょう。
- 不慮の災害に備え、常日頃から助け合いましょう。
- 隣人やまちの人々との交わりを大切にし、〇〇〇地区をより良くするために自治会活動へ積極的に参加しましょう。

「町田市住みよい街づくり条例」に基づく地区街づくり活動

■地区街づくりとは

市内には、さまざまな特性や魅力を持った地区があり、また、地区の課題もそれぞれ異なります。地区ごとの特性や個性を大切にするために、市内全域に同じ考え方をあてはめることは適切とはいません。「街づくり」は、身近な生活圏（地区）を舞台に、地区的住民等が主役となり、自分たちの街を考え、地区住民の合意を前提とした独自の計画やルールをつくり、より良い街づくりを実現していくことをする取り組みです。

条例に基づく街づくりを行おうとする
「地区街づくり団体」や「街づくり市民団体」（地区街づくりへの展開を行う場合）に対して、情報の提供、
相談、アドバイザーの派遣などを行います。



ステップ1 街づくりをはじめよう
●地区住民自ら街づくりをしようと考える

ステップ2 住民どうしが話し合う場をつくろう
●街づくりを話し合う場「地区街づくり団体」をつくる



【お問い合わせ】町田市 都市計画部 都市計画課 〒194-0021 町田市中町 1-4-2 (中町第3庁舎1階)
TEL 042-709-0564 FAX 042-709-0598

法律に基づく制度の活用

住みよい
街づくりの実現

